２０２０年１月２３日

福島県知事

　内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団長　神山　悦子

副団長　宮川えみ子

幹事長　宮本しづえ

副幹事長　大橋　沙織

政調会長　吉田　英策

**２０２０年度予算と主な施策についての申し入れ**

**はじめに**

今年３月で大震災と原発事故から丸９年が経過、新年度は10年目を迎えます。今なお、県発表による避難者数だけでも４万人を超える県民が避難生活を強いられています。震災関連死は2,296人と増え続け、避難指示が解除された区域の居住率は28％と住民の帰還はすすんでいません。安倍政権は昨年末、「復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針」を策定しましたが、基本とすべきは、第一原発、第二原発の着実な廃炉作業、被災者支援の継続、県民が望む形での復興を進めることです。全国の原発再稼働、福島県民切り捨てを許さず、様々な分野で安倍政権がすすめる国民無視の暴走政治ときっぱり対峙する県政運営があらためて求められます。

また、昨年10月の台風19号と記録的大雨による大規模災害から３カ月が経過しました。１月15日現在、死者32名、罹災証明書の交付状況は全壊2,074件、大規模半壊4,608件、半壊16,915件、一部損壊（準半壊）879件、一部損壊8,483件、また未だ４市町村８カ所の避難所に83人が避難生活を送っており、公営住宅などへの避難者も1,944人（12/31現在）にのぼります。災害認定のあり方そのものが実態に見合っておらず、救われない被災者が多いことから、災害救助法や被災者生活再建支援制度など法制度の見直しが求められます。地球温暖化による気候変動は今後も頻発することが予想され、従来とは異なる規模で発生する災害に、政治が本腰を入れ、これまでの延長線上ではない防災・減災対策が強く求められています。災害から県民のいのちを守る政治の役割がいよいよ重要です。

今月20日、通常国会が招集されました。安倍首相は施政方針演説で、昨年10月からの消費税増税による新たな消費不況への反省もなく、国際的課題である気候変動問題についても、真剣に取り組む姿勢は見られません。さらには、緊張が高まる中東への自衛隊派兵を正当化し、改憲へ執念を燃やしています。安倍政権の下で憲法と平和・民主主義が危機的事態に陥り、国民の暮らしをはじめ内政も外交も行き詰まりはいよいよ深刻です。「桜を見る会」疑惑、カジノ汚職など、国政の私物化や「政治とカネ」問題は今国会でも大きな焦点です。

政治的立場の違いをこえて、市民と野党が結束し安倍政権を倒し、野党連合政権をつくることは極めて切実であり、野党間で築いてきた政策合意―(1)憲法にもとづき、立憲主義、民主主義、平和主義を回復する(2)格差をただし、暮らし・家計応援第一の政治にきりかえる(3)多様性を大切にし、個人の尊厳を尊重する政治を築く―は、安倍政治に代わる新しい希望の道を示しています。

大震災・原発事故と、大規模水害に見舞われた本県の実情を踏まえ、県民一人ひとりのいのちとくらしを守り、生活と生業の再建、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現が強く求められます。２月定例会に先立ち、以上の観点に立って県の来年度予算を策定し、具体的施策を実施するよう要望します。

**一、安倍政権から、県民のいのち・暮らし守る県政を**

１、2020年度県の予算編成にあたっては、東日本大震災・原発事故の被害及び昨年の台風19号等の被災をふまえ、被災県民と生業の再建・復興に資する予算を確保するとともに、本県の医療・福祉、教育予算を大幅に拡充し「県民の命と暮らしを守る」ことを基本とし、本県の基幹産業である農林水産業及び中小企業への支援を行うこと。

２、東日本大震災と原発事故から10年目、復興の最終年を迎えてもなお４万人を超える避難者をはじめとする深刻な被害の実相を踏まえ、被災県民に寄り添い、暮らしと生業の再建のための支援策の強化を国に強く求めること。

３、大震災と原発事故からの復興については、県民の認知度が極めて低いイノベーション・コースト構想優先を見直し、医療・介護体制の充実など避難地域住民が安心して帰還できる条件を整備するとともに、県民の暮らしと生業を再建する県民の復興に全力をあげること。

４、昨年福島県民を襲った台風19号及び豪雨災害からの復旧・復興を促進するため、各種被災者支援制度を抜本的に見直し支援の拡充を図るよう国に求めるとともに、県独自の支援を強化すること。

５、災害に強い県土づくりを進めるため、県の公共事業は安全・安心を最優先に河川、土砂災害防止等へ優先的に予算を配分すること。

６、昨年10月からの消費税増税は、消費を冷え込ませ、県内でも昨年の倒産件数が４年前の２倍となるなど地域経済は悪化しており、家計への影響も多大であることから、当面５％への減税を国に求めること。

７、安倍政権による全世代型社会保障の名による全世代に対する社会保障の切り捨て、分けても高齢者を狙い撃ちする後期高齢者医療の原則２割負担の導入、介護保険制度の保険外し等の制度改悪を許さず、県民が安心して暮らせる社会保障の拡充を国に求めるとともに県政を福祉型県政に転換すること。

８、安倍首相が執念を燃やす憲法９条の改悪を許さず、憲法のあらゆる条項を守り生かすことを県政の基本に据えること。中東への自衛隊派兵は中止すること。

９、国際的な人権保障の基準を土台に、女性、子ども、障がい者への差別をなくし、その尊厳を保障するとともに、国際的に共通課題となっているジェンダー平等を本県行政にも反映させるよう、施策の具体化を図ること。

10、双葉町に開設する東日本大震災・原子力災害伝承館については、大震災と原発事故の実相と教訓を世界に向けて発信する施設とすべきである。管理・運営については、福島イノベ推進機構への指定をやめ、県直営とすること。

**二、異常気象による大規模災害からの復旧・復興について**

１、未だに避難所生活を余儀なくされている避難者がいることから、避難所の食事等生活環境の改善が図られるよう市町村を支援すること。

２、避難所以外で避難を継続する被災者が1,900人を超し、それ以外にも自宅の２階で不自由な生活を送る被災者も多くいる実態を踏まえて、個々の被災者の要望を丁寧に聞き取り支援策を強化すること。

３、災害救助法や被災者生活再建支援法適用の前提となる災害認定に当たっては、水害の特性を踏まえて生活再建支援につながるよう、認定基準の見直しを国に求めること。今年度の災害から新たに災害救助法による応急修理の適用となった準半壊については、判定基準を明確化し市町村に周知徹底すること。

４、国の被災者支援制度の周知徹底を市町村に要請するとともに、応急修理の適用については既に修理と支払いが終了した場合でも遡及すること。

５、今回の河川の堤防決壊や越水、溢水による被害を踏まえて、県管理河川の河道掘削、浚渫を早期に実施すること。

６、土砂災害の復旧・復興については、国の制度を積極的に活用し土砂の除去を進めること。伊達市や二本松市、川俣町等が独自に実施しているように、法面保護も支援対象にして再発を防止するよう国に制度の創設を求めるとともに、県としても独自支援策を講じること。

７、林地の土砂災害についても、激甚災害時に活用できる林地崩壊防止事業が県内で僅か１か所に留まっている現状を踏まえて、この制度の積極的活用を図り被災者支援、再発防止に繋げること。

８、鳥取県は2009年制定した「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を2018年に改訂、市町村と連携して個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、申請主義ではなく行政が出向いて被災者の生活の復興を支援するとしていることに学び、本県でも同様の基本条例を制定し被災県民を支援すること。

９、全県で消防設備に対して消防職員が1,000人不足していることから、市や広域消防組合に増員を図るよう支援すること。

**三、被災者切り捨てを許さず、原発事故からの真の復興と原発ゼロの発信**

（１）福島原発の安全な廃炉と全国の原発ゼロの実現

１、福島第一原発の廃炉については、工程優先ではなく安全・安心を最優先し、作業の質の確保を国・東京電力に求めること。柏崎刈羽原発の再稼働はやめ、福島第一・第二原発の廃炉に集中するよう東京電力に求めること。

２、原発廃炉事業を国家プロジェクトに位置づけ、作業に従事する労働者の被ばく・健康管理、多重下請け構造を是正し、労働者は直接雇用とすること。また東電職員の増員を求め、効率優先のトヨタ方式はやめるよう求めること。

３、第一原発の汚染水処理については、県産品への風評拡大、漁業への影響など社会的影響が大きいことから海洋放出には反対し、長期的なタンク保管を国・東京電力に求めること。

４、福島第一原発の凍土遮水壁の溶液漏れについて、汚染水対策の実効性を損ないかねない問題であり原因究明を求めること。

５、福島第一原発の防潮堤については、東日本大震災の同規模の津波に耐えられるものを建設するよう求めること。

６、県は、福島第一原発事故の事故検証委員会を設置し独自の検証を行うこと。

７、福島原発事故後、原発の安全対策にかかる費用は全国11社総額で５兆円を超え、経済的にも原発再稼働は成り立たない。広島高裁での伊方原発３号機の運転差し止め判決でも、安全対策で「立地不適」を指摘されている。これらのことからも原発ゼロの実現を国に求めること。

８、県内原発の廃炉が完了するまで、リアルタイム線量測定システムを継続するよう国に求めること。

（２）被災者切り捨てを許さず、支援の継続を

１、原子力損害賠償は、時効を運用せずに賠償に応じるよう法制化を国に求めること。

２、今年３月末で応急仮設住宅の供与がすべて終了となる富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村など４町村の世帯に対して、住まいの見通しがつくまで無償提供を継続すること。

３、原発事故で被災した全ての県民の健康管理について、国が責任を持つ仕組みの構築を求めること。

４、東京電力が商工業者への追加賠償で個別の合意に応じたのは900件の請求に対して12月末で20件と実質的に賠償が打ち切られていることから、原子力損害対策協議会全体会議を早期に開催し、東京電力と国を同席させて加害責任を果たすよう強く求めること。

５、被災県民に寄り添い、東京電力がＡＤＲ和解案を受け入れるよう求めるとともに、国に対し賠償指針の見直し及びＡＤＲ和解案の受け入れを義務付けるよう求めること。

６、農林業の賠償については終期を設定せず、すべての賠償に応じるよう国・東京電力に求めること。

７、避難地域では自治体の職員不足が依然深刻な状況を踏まえ、自治体職員の派遣を継続し県として支援を強化すること。

８、昨年の台風、豪雨災害で放射線量率の数値が上がっている箇所があることから、住民の要望があればフォローアップ除染を実施するよう市町村を支援し、国に実施を認めさせること。

９、帰還困難区域に設定された特定復興再生拠点の除染では、生活拠点となることを踏まえて年間追加被ばく線量１ミリシーベルト以下となるよう除染の徹底を求めること。特定復興再生拠点以外でも希望があれば除染を行うこと。

10、国に対し、避難指示が解除された区域に帰還した住民の被ばく管理は、正確かつ適切に行われるよう求めること。

（３）「復興・創生期間」後の復興の基本方針について

１、被災者への医療、介護等の保険料・利用料の減免措置の見直しを打ちだしたが、減免措置は被災者にとって「命綱」であり、生活保護受給者が増えていることから継続を国に求めること。

２、除染で出た除去土壌の再生利用については、「政府一体となった減容・再生利用の推進が必要」としているが、県民の強い反対があることを踏まえて、除去土壌の再生利用自体を断念し、全て中間貯蔵施設に搬入するよう求めること。

**四、福島イノベーション・コースト構想の見直し、地域主導の再生可能エネルギーの推進について**

１、イノベーション・コースト構想に関する県民の認知度アンケートで、83.3％が知らないと答えているように県民の関心と期待は低い現状にある。県は認知度を高める努力を行うのではなく、復興10 年以降もイノベ関連事業を優先するとした国の復興期間後の福島復興に関する基本方針の見直しを図るため国と協議すること。

２、浜通りに整備するとしている国際教育研究拠点施設については、新たな施設建設ではなく、他の教育研究施設との連携等で目的を達するよう国に求めること。

３、再生可能エネルギーの推進に当たっては、県内で進む外国資本や国内の大企業による大規模開発型ではなく、大玉村の老朽設備の廃棄を含めた独自の条例を参考に、住民参加、地域主導、地域循環、分散型の再エネの推進に県のかじを切り替え、必要な支援制度の見直しを行うこと。

４、現在計画中のいわき市遠野地区の三大明神風力発電、福島市の高湯太陽光発電については、環境破壊が懸念されるため県は認めない立場を明確にし、国に設備の認定をしないよう求めること。

５、再エネの推進については、国のガイドラインに基づき住民合意のないものは認めないよう国に求めること。

６、気候変動対策は喫緊の課題であることから、地球温暖化対策に逆行する本県のＩＧＣＣ型石炭火力発電の中止を求めること。

**五、農林水産業、商工業、観光の復興について**

（１）農林水産業の復興について

１、本県農業に大きな影響を与える「日米貿易協定」を実行に移さないよう国に求めること。

２、台風19号等の災害対応について

①軽トラックがグループ補助金の対象になったこと等、国・県の制度の周知を図ること。

②災害で農業をあきらめることのないよう、本県農業を支えている被災農家支援を一層拡充すること。

③被災果樹農家への改植等の支援については、長期的視点で国に支援を求めるとともに県独自の支援を行うこと。

３、新規就農者のみならず、農業後継者の定義を幅広くとらえ希望者を制限せず定着のために長期支援をすること。また、後継者不足がより深刻な林業後継者も同様に支援をすること。

４、国連「家族農業の10年」が２年目を迎え、本県でも大規模化だけでなく、農業者戸別所得補償制度の復活などで家族経営を支援すること。

５、国民の主食である米や主要農作物の生産を守るため、国に種子法の復活を求めるとともに、県独自の条例を制定すること。

６、米の全量全袋検査を継続すること。

７、イノシシの被害対策促進のため、「イノシシ管理計画」の抜本的見直しを行うこと。

８、原子力災害での被害が続き厳しい状況にある漁業者を励まし、漁業の本格操業に向けた支援を強化すること。航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去の予算を大幅に増額すること。

（２）商工業、観光の復興について

１、「福島県中小企業・小規模企業振興条例」にもとづき、中小企業を支援すること。

２、県独自の住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度をつくり、市町村との連携で県内中小企業振興のための支援を行うこと。

３、県として公契約条例を制定すること。

４、復興関連事業が減少していることから、公共事業の分離発注をすること。

５、市町村も実施している入札資格のない小規模事業者も公共事業に参加できる仕組みを県としてもつくること。

６、中小企業への支援と一体に、最低賃金をただちに時給 1,000円、さらに1,500 円への引き上げを国に求めること。本県は全国最低のＤランクであり、県外への労働力流出を防ぐためにも独自支援で引き上げを行うこと。

７、労働基準監督署と協力し長時間労働や過労死根絶のために、企業・団体に申し入れを行うこと。

８、原発事故や台風19号等の被害により被災した温泉街や観光地の誘客支援を継続すること。教育旅行の回復にも力を尽くすこと。

９、台風19号等で被災した中小企業へのグループ補助金の利用促進のため、市町村商工会と事業者を支援し迅速な申請事務につなげること。

10、台風19号等で被災した郡山市の中央工業団地や伊達市のやながわ工業団地などにおいて、撤退を表明している日立製作所などの企業に残留を要請し、地域経済と雇用を守ること。また、企業が安心して操業を継続できるよう防災対策を国に求めること。

**六、福祉型の県づくりへ転換を**

（１）医療・福祉の拡充について

１、県内８つの公的医療機関の統合再編は国に撤回を求め、民間病院にも波及させず地域医療を守ること。

２、全国平均を大幅に下回っている医師不足の解消のために、県外からの確保などあらゆる対策を講じるとともに、県立福島医大の学生定員130人を維持するよう引き続き国に求めること。二本松市に続いて伊達市・伊達郡から産科医がいなくなるという深刻な状況の中で、産科医の確保のため力を尽くすこと。

３、看護師不足を解消するため、「看護職員需給計画」を看護師不足の現場の実態を踏まえたものに見直し、県内外からの就労対策などを含めあらゆる対策を講じること。

４、県内の介護事業所の約７割で職員不足が明らかになっている。介護職員の処遇改善のための支援策を県としてもいっそう強化すること。

５、予防介護を重視し、要支援１、２の市町村総合事業は、サービスを制限しないよう市町村を支援すること。

６、県民の健康指標が改善されていないことを踏まえ、健診率を高めるために各種健診の無料化を促進するよう市町村支援を行うこと。また、保健活動を担う保健師の確保を支援すること。

７、地域包括ケアシステムの構築に向けて市町村を支援すること。

８、低額年金でも入所できる介護施設を拡充し、特養ホームの増設で待機者１万人の解消を図ること。

９、公営住宅不足の中で、若者・低所得者・障がい者・子育て世代の住居確保策として国が進める「住宅セーフティネット」を早急に市町村で実施できるよう支援するとともに、県も実施主体となること。

10、民法改正により公営住宅の連帯保証人や退去時の修繕負担がなくなった。市町村に対し条例改正が進むよう支援すること。

11、高齢化が進んでいる中、バスや電車の無料パス支援を行うとともに、デマンドタクシーなど地域の実情に合った公共交通体系を県として構築すること。自家用自動車の踏み間違い防止装置に対する支援を行うこと。

12、新型コロナウイルスによる肺炎対策として、福島空港等の防疫体制と感染予防対策の徹底を図ること。

（２）国保事業における加入者の負担軽減対策について

１、国保税の負担軽減のために、公費負担を１兆円増やし、サラリーマンの社会保険料並みとするよう国に求めること。

２、一般会計からの繰り入れによる保険税軽減を行う自治体へ、ペナルティを科す「保険者努力支援制度」の見直しについては行わないよう国に求めること。

３、被保険者の生活状況が悪化する中で、短期保険証、資格証の発行中止を求め、国保税と医療費の減免制度活用について市町村を支援すること。

４、国保加入者の県の支援策として、助産給付費や葬祭費の増額を行うこと。

５、子どもに係る国保税の均等割を市町村が全額免除できるよう、県独自の支援制度を創設すること。

（３）障がい者対策の充実について

１、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」、「福島県手話言語条例」が制定されたことを踏まえて、施策の具体化を図ること。

２、障がい者総合支援法に基づく職員の処遇改善加算などの申請事務の簡素化を国に求め、県として申請手続きの支援を行なうこと。

また、就労継続支援事業所の実態を把握するとともに、成果主義の報酬体系の見直しを国に求め県として支援を行うこと。

３、「情緒障害児短期治療施設」を設置すること。

４、中途失明者の生活訓練事業を県外への委託ではなく、県に専門員、視覚障害リハビリテーションワーカーを配置できるよう努めること。

５、台風19号等の避難では、障がい者・高齢者など要支援者の避難所での生活が著しく困難になったことを踏まえ、市町村を支援し福祉避難所の拡充を進めること。福祉避難所を公表するよう市町村に徹底すること。

**七、子どもの健やかな成長と教育の充実について**

１、幼児教育・保育の無償化に伴う新たな給食食材費保護者負担の解消を国に求めるとともに、県として支援すること。

２、増大する保育ニーズに対応する認可保育所の増設を支援し、深刻な保育士不足を解消するため、賃金の引き上げを県が行うこと。また、認可外保育所の役割を重視し、県の運営費補助を大幅に拡充すること。

３、学童保育の待機児解消のため、学校の空き教室の利用など増設を図ること。学童保育の支援員の配置基準を緩和する条例改正をしないよう市町村を支援し、児童の安全と保育の質を確保すること。

４、県として子どもの貧困対策に本気で取り組み、実行計画を示すこと。子ども食堂やシングルマザーの支援団体に対する支援を県が主体となって継続し、市町村まかせにしないこと。

５、本県の子どもの肥満傾向は５～17歳の全年齢で全国平均を上回っている。原発直後に外遊びが制限された影響などが指摘されており、抜本的な対策を強化すること。

６、子どもを虐待から守る県条例が提案されることに伴い、児童相談所における児童福祉司を大幅に増員し体制を強化するとともに、老朽化している中央児童相談所と若松乳児院の施設を改築すること。

７、県内半数を超える市町村で学校給食費の無料化または一部補助を実施している。憲法に明記されている義務教育は無償との立場から、学校給食費無償化を県として実施すること。

８、学校給食の食材に使用する輸入小麦について、除草剤の主成分であるグリホサートの残留農薬検査を行うこと。

９、本来公費で賄うべき学校生活で使用する教材や備品等、消耗品を保護者負担としないよう教育予算を拡充すること。また、各市町村の保護者負担の現状を調査し、公表すること。

10、子どもと教職員への競争をあおり、真の学力に結びつかない県独自の学力テストは、すでに教育現場と児童生徒に多大な負担をもたらしているため中止すること。また、教職員評価に連動させないこと。

11、子どもの豊かな感性や考える力を身につけるため、小中学校図書館に専任司書を全校に配置できるよう支援すること。

12、いじめや不登校、発達障がいが増加しており、教職員の多忙化解消のためにも、正規教職員と学校支援員を増員すること。

13、公立学校教員の「一年単位の変形労働時間制」は、８時間労働制の大原則を壊すものであり、教職員の長時間勤務や多忙化の解消にも逆行することから、県の条例化は行わないこと。

14、30人以下学級を小中高の全学年で実施すること。

15、高校の統廃合は日程先にありきではなく、地域の実情や関係者の合意を前提とすること。関係者の合意が得られていない喜多方高校・喜多方東高校、小名浜高校・いわき海星高校の統廃合に関する条例改正は行わないこと。

16、伊達、安達、南会津の特別支援学校の新設を促進すること。

17、新年度から見直しとなる私学の就学支援金制度については、年収590万円未満とする基準を引き上げ、公立同様年収910万円までは事実上授業料が無料となるよう国に求めること。また私学助成の運営費補助を拡充すること。

以上